

柏ダイヤモンドスキークラブ規約

平成 16 年 11 月 26 日	制定
平成 23 年 11 月 14 日	改正施行
平成 28 年 11 月 7 日	改正施行
令和 元年 11 月 5 日	改正施行

柏ダイヤモンドスキークラブ規約

第1章 総則

第1条（目的）

本クラブは、中高年のスキー愛好者をもって組織し、会員相互の親睦を基に生涯スポーツとしてのスキー及びシーズンオフのハイキング等を楽しみ、健康増進に寄与するものとする。

第2条（名称）

本クラブは、柏ダイヤモンドスキークラブと称する。

第3条（所在地）

本クラブの所在地は、会長宅とする。

第4条（関係団体）

本クラブは、柏市スキー連盟に団体登録し、交流と情報交換等を図る。

第2章 会員

第5条（会員）

本クラブの会員は、男性45歳以上、女性40歳以上で構成する。

第6条（入退会及び休会等）

1. 本クラブの入会希望者は、スキーの経験及び技術を問わず前条の要件を充たし、原則として会員の紹介推薦の上、役員会の承認による。
承認された入会希望者は入会申込書の提出及び会費の納付をもって会員の資格を得る。
2. 本クラブの退会は、本人の申出、年会費の未納及び会員死亡、または役員会の勧告による。
なお、本人の申出、年会費未納の場合は原則として退会届の提出を受ける。
3. 本クラブの休会は、本人の申出により、休会届をもって会員の資格を停止する。
なお、休会期間中は会費の納入を免除する。

第7条（会費）

本クラブの年会費は2,000円とし、会員は所定の方法で指定期日までに納入する。

第3章 役員

第8条（役員及び顧問の設置）

本クラブに、次に掲げる役員を置く。

- | | |
|-----------|------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 2名以内 |
| 3. 幹事長 | 1名 |
| 4. 会計担当幹事 | 2名以内 |
| 5. 総務担当幹事 | 2名以内 |
| 6. 企画担当幹事 | 4名以内 |
| 7. 技術担当幹事 | 4名以内 |
| 8. 監査役 | 2名 |
| 9. 顧問 | 若干名 |

第9条（役員及び顧問の選出）

1. 役員は総会において選挙または推薦により選出する。
2. 会長は、役員会において選出する。
3. 選出された役員の担当は会長が決定する。
4. 監査役と他の役員とは、相互に兼ねることができない。
5. 顧問は本クラブを引退された役員及びコーチから、役員会により選任する。

第10条（役員及び顧問の任務）

1. 会長は、本クラブの全般を総理し、本クラブを代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
3. 幹事長は、役員の仕事遂行を支援し、実務の責任者として本クラブ全体の円滑な運営を図る。
4. 会計担当幹事は、会計に関する事務処理及び適宜会計内容の役員会への報告、本クラブの備品の管理等を担当する。
5. 総務担当幹事は、本クラブの会員把握管理、渉外、広報、諸事連絡調整、総会及び役員会の議事録作成等の事務処理、スポーツ保険等の手続き処理を総括する。
6. 企画担当幹事は、本クラブの各行事の企画立案、実施を行う。
7. 技術担当幹事は、本クラブ会員内の有資格者（SAJ公認スキー指導員及び準指導員）又はこれに準ずる者が担当し、専任コーチとして本クラブ会員にスキー技術指導及び安全指導を行う。又チームリーダーの研修、認定を担当し、本クラブのスキー行事にあたってはチーム編成を支援する。
8. 各担当幹事は、本クラブのスキー行事にあたっては、主務役割を越えて当該行事を担当する。
9. 監査役は、本クラブの会計及び資産状況の監査、各役員の仕事執行の状況についての監査をする。
10. 顧問は、本クラブの運営及びスキー技術等に関する助言、助力を行う。

第11条（役員及び顧問の任期）

1. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 役員は任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を継続する。
3. 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

第12条（役員及び顧問の報酬）

1. 原則として無報酬とする。
2. スキー行事及び会務に関わる調査費及び文書通信費等の実費を支給することができる。

第13条（チームリーダーの設置及び外部コーチ）

1. チームリーダーは、本クラブの会員内より、原則として技術担当幹事によるリーダー研修を受け認定され、役員会により指名された者とする。
2. チームリーダーは、本クラブのスキー行事毎に役員会より委託され、チームを統率し、競わず、安全で無理のないスキーを行うことに努める。
3. 役員ของทีมリーダー兼務も可とする。
4. 外部コーチはスキー講習会等において必要に応じて委託することができる。
5. 外部コーチに対しては、謝礼又は必要な実費及び旅費等を支給することができる。

第4章 総会

第14条（総会）

1. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
2. 通常総会は、毎年11月中旬に開催し、諸行事の事業計画、前年度行事の事業報告、会計報告等を行う。
3. 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、全会員の5分の1以上の会員から付すべき事項を示して請求があるとき、又は監査役から開催の請求があるときは速やかに開催する。
4. 議長は、原則として会長が行う。
5. 総会は、下記の事項を審議し、議決する。
 - ①当該年度の行事事業計画及び予算
 - ②前年度行事の結果報告及び決算報告
 - ③役員を選出
 - ④規約の改正
 - ⑤役員会が必要と認めたその他重要事項

第15条（総会の招集）

1. 総会は、会長が招集する。
2. 総会を招集するときは、会員に対し、会議に付すべき審議事項及び日時、場所を示して、開催の10日前までに文書をもって通知する。

第16条（総会の定足数）

総会は、会員の過半数をもって成立する。

第17条（総会の決議）

総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 役員会

第18条（役員会の構成）

役員会は、役員（監査役を除く）をもって構成する。

第19条（役員会の権能）

役員会は、次に掲げる事項を議決する。

- ①総会に付議すべき事項
- ②総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③その他総会の議決を要しない会務に関する事項

第20条（定例役員会及び役員会の招集）

定例役員会は原則毎月第1月曜日に開催するものとし、別途、会長が必要と認めるとき、又は役員 $\frac{2}{3}$ 以上から請求があるときは、会長が招集する。

第21条（役員会の議長）

役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第22条（役員会の定足数）

役員会は、役員 $\frac{2}{3}$ 以上の出席がなければ開催することが出来ない。

第6章 資産及び会計

第23条（資産の構成）

本クラブの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①会費 ②寄付金
- ③雑収入等

第24条（資産の管理）

本クラブの資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

第25条（経費の支弁）

本クラブの経費は、資産をもって支弁する。

第26条（事業計画及び予算）

本クラブの事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度の総会の議決を経て定める。

第27条（事業報告及び決算）

本クラブの事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書等を作成し、監査役の監査を受け、毎会計年度終了後に総会の承認を受ける。

第28条（会計年度）

本クラブの会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第7章 規約の変更及び細則の制定

第29条（規約の変更及び細則の制定）

1. この規約は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を得、変更することができる。
2. この規約の下に、必要に応じ細則を定めることができる。
細則の改廃は、役員会で決定する。

第8章 雑則

第30条（備付け帳簿及び書類）

本クラブの事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- ①規約
- ②会員名簿
- ③役員名簿
- ④総会及び役員会の議事に関する書類
- ⑤その他必要な帳簿及び書類

以上

令和元年11月5日 改正施行

細則

1. スキー行事は、12月から3月まで毎月数回程度を計画実施するが、場所、期日等について会員の意向を聞き、役員会で計画実施案を作成する。
2. スキー行事の実施にあたり、担当する役員（担当幹事）は原則2名以上とし、当該行事の連絡調整及び総合案内、予決算書作成、入出金管理等、行事遂行の全てを管理実行し、当該行事終了後は速やかに会計幹事へ収支報告と清算を行う。
3. スキー行事において、指導する有資格者（SAJ公認スキー指導員及び準指導員）の会員に対しては、本規約第12条1. に拘わらず謝礼を支払うことができる。
4. スキー行事に参加の際には、原則として所定のユニフォーム及びネームプレートの着用、ヘルメットの装着のこととする。
5. スキー行事中での傷害事故、賠償事故及び交通事故等に備え、本クラブとして最低限の保険を掛けるものとする。
6. 会員死亡の場合は、弔慰金 5,000 円を呈上する。
7. その他については、その都度役員会で討議し裁定する。

以上